

生駒市コミュニティバス導入地区審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市コミュニティバス導入地区の審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 生駒市コミュニティバスの導入地区を特定するための実施要領、評価基準等に関すること。
- (2) 応募地区の審査及び評価に関すること。
- (3) 最も優秀な応募地区の特定に関すること。
- (4) その他応募地区の特定に関し必要となる事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者で構成し、別紙のとおりとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民又は地域公共交通の利用者
- (3) 運行事業者（生駒交通株式会社）
- (4) 生駒市建設部長

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、生駒市建設部事業計画課において処理する。

(施行の細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上で定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月12日から施行する。
- 2 この要綱は、生駒市コミュニティバス導入地区の特定が行われたときにその効力を失う。

(別紙) 委 員 名 簿

氏 名	役 職 等
土 井 勉	学識経験者
森岡 文夫	生駒市自治連合会長
池田 英憲	運行事業者（生駒交通株式会社）
米田 尚起	生駒市建設部長

生駒市コミュニティバス導入地区募集要領

1 募集概要

(1) 目的

生駒市では、民間の事業者により鉄道をはじめ路線バス、タクシーの公共交通がまちの発展とともに整備され、市民の日常生活を支えるうえで大きな役割を果たしています。また、市においては、市民の日常生活に必要な買い物や通院、公共施設への移動が困難な市民へ「活動機会の保障」という考えのもと、コミュニティバスたけまる号（以下「たけまる号」）を運行しており、現在（令和5年6月時点）、実証運行路線を含め6路線の運行をしています。

しかしながら、人口減少、高齢化の急速な進展や、コロナ禍等社会情勢が大きく変化し、公共交通の利用者が減少するなど公共交通を取り巻く状況は厳しさを増しています。

たけまる号は、運賃だけでは賄えない費用を行政が負担して運行していますが、利用者の減少傾向が続き、行政負担が増大しています。既存路線において、特に厳しい状況にある「萩の台線」においては、需要に見合った運行とするため、現行の週5日の平日運行から週3日の平日運行への変更を計画しています。これに伴い、現在、日常生活において必要な移動が困難な地区で、たけまる号の運行（週2日）を希望する地区を募集するものです。

(2) 募集内容

1週間に2日（月曜日及び木曜日）、たけまる号の運行を希望する地区を募集します。

(3) 運行条件等

①運行日：週に2日（月曜日及び木曜日）

②運行時間：概ね8時台～17時台

③運行車両：トヨタハイエース通勤用 乗客定員 12名

④乗車料金：1乗車 大人1人200円 小学生・障がい者1人100円

回数券（大人）11枚2,000円 ※ICカードは利用できません。

⑤運行経費：約2,500,000円（年間）※市が負担します。

(4) 募集（参加）要件

①現に日常生活に必要な買い物や通院等へ移動ができない、又は困難な人が多い地区

②たけまる号が運行することで既存の公共交通に大きな影響を与えない地区（既存の駅やバス停から概ね300m以上の距離がある地区）

③運行方法の検討や利用促進活動に自分たちで責任感を持って取り組む意思がある地区

④運行経費から運賃収入等を差し引いた額（市負担額）が7割を超えない（1日当たりの利用者が約38人以上）と想定される地区

(5) 募集期間

令和5年6月20日（火）～令和5年8月31日（木）まで（応募がなければ随時募集）

(6) その他

- ・自治会単位での参加を想定していますが、複数自治会に跨る路線を希望される場合は、代表自治会を決めていただき参加してください。また、個人での参加は認められません。
- ・選定されますと、1年間（予定）の実証運行後、運行実績が評価されれば本格運行へ移行します。

2 相談の受付

応募に向けてのご不明点等については随時相談を受け付けます。

- (1) 受付方法：窓口での直接相談、もしくは電話、電子メールでの問い合わせも受け付けます。
- (2) 情報共有：回答した内容につきましては、公平性を確保するため、必要に応じて各応募者へ共有させていただきます。

3 参加意思表明書の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

- ①参加意思表明書（様式 1）原本 1 部

(2) 提出期限等

- ①提出期限：令和 5 年 8 月 31 日(木)17 時 00 分まで(必着)
- ②提出場所：生駒市建設部事業計画課交通対策係
- ③提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

4 審査方法

生駒市コミュニティバス導入地区選定の審査は以下のとおりとします。

(1) 審査(ヒアリング等)

参加意思表明書を提出された地区に対しヒアリング等(プレゼンテーション及び質疑応答)を実施し、下記 5 で示す審査基準に基づいて評価し、最も優れている地区を特定します。

ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認められる場合は、特定地区としないことができるものとします。また、審査委員会が一定の評価に達した地区がないと判断する場合は、適格地区なしとすることができるものとします。

実施日：令和 5 年 9 月下旬予定

審査内容については、令和 3 年度第 5 回地域公共交通活性化協議会資料の「地域みんなで作る公共交通（地域主体の公共交通サービス導入のガイドブック）」を元にしております。市 HP にも掲載しておりますので、ぜひご参照ください。

(2) 審査結果の通知

審査結果を電話及び電子メールにより通知します。

5 審査基準及び配点

地区の選定は以下の評価項目に基づき審査します。

(1) 導入の条件

評価項目	評価事項	配点
1 既存公共交通への影響・高齢化率・勾配等	既存の駅やバス停から概ね 300m 以上の距離があるか、地域の高齢化率は他地区と比較して高いか、運行エリアの勾配はどの程度か。その他、地域の特性としてコミュニティバスを導入する必要性が高いか。	20 / 100 点

(2) 審査（ヒアリング）の内容

評価項目	評価事項	配点
1 地域の将来像について	地域の将来像（あるべき姿）を地域で共有されているか。または、地域で共有する予定があるか。	5 / 100点
2 課題把握・分析について	地域の移動の課題（移動に困っている人がどの程度いるか等）の把握・分析がなされているか。または、把握・分析する予定があるか。	5 / 100点
3 たけまる号の必要性について	どのような人のどのような移動のために、たけまる号が必要なのか、地域にたけまる号が必要な理由等を検討されているか。	5 / 100点
4 組織体制について	今回の運行内容や利用促進について検討するための、中心となる組織や協力体制があるか。	10 / 100点
5 運行内容について	実現可能性が高く具体的な運行内容（バス停の位置や時刻等）が検討されているか。	5 / 100点
6 収支について	収入想定（利用者数等）が適切に想定されているか。運行経費から運賃収入等を差し引いた額（市負担額）が7割を超えない提案内容であるか。	20 / 100点
7 地域の主体性について	地域が主体となり、バスが欠かせない生活の足となるよう取り組む姿勢があるか。利用促進の具体的なアイデアが検討されているか。	30 / 100点

6 日程

公示	令和 5 年 6 月 20 日
参加意思表明書受付締切	令和 5 年 8 月 31 日
審査	令和 5 年 9 月 25 日
結果通知	令和 5 年 10 月上旬

7 協定書

たけまる号を導入する地区特定後、必要事項について協議を行い、協議が整い次第速やかに協定書の手続きを行うものとします。

8 担当部署（相談窓口・参加意思表明書の提出先）

生駒市建設部事業計画課交通対策係
 生駒市東新町 8-38 TEL:0743-74-1111 内線 2521
 E-mail : const-plan@city.ikoma.lg.jp

(様式1)

参加意思表明書

年 月 日

生駒市長 小紫 雅史 様

自治会名

住 所

氏 名

TEL:

E-mail:

生駒市コミュニティバス導入地区募集に応募します。

※審査（ヒアリング）の参考にさせていただきますので、以下も記載願います。

1. 地域の現状（公共交通に関してお困りの現状をご記載ください。）

2. 輸送のイメージ（〇〇駅～□□自治会館～△△公園、等輸送ルートをご記載ください。）